外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である北村善治が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年六月十一日

東京都港区赤坂七丁目二番三号赤坂ジートルンク

日本における代表者　北村　善治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小野幸則が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年六月十一日

東京都千代田区一番町二〇番地五

ユナイテッド・ギャランティ・モーゲージ・インデムニティ・カンパニー

日本における代表者　小野　幸則

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である松井宣人が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年六月十一日

大阪市中央区安堂寺町二丁目三番八―一八〇五号　浙江莎美実業股份有限公司

日本における代表者　松井　宣人

限定承認公告

本籍福岡県久留米市善導寺町木塚六〇三番地、最後の住所福岡県福岡市西区壱岐団地一三八番一三号　被相続人　亡　一冨　虎毅

右被相続人は平成二十五年二月十八日死亡し、その相続人は平成二十五年五月二十九日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十一日

千葉県船橋市東船橋六丁目一二番七一号　相続財産管理人　一冨　肇資

限定承認公告

本籍東京都新宿区市谷本村町一五番地、最後の住所福島県南会津郡南会津町静川字黒沢山乙二〇三四番地四　被相続人　亡　五十嵐方通

右被相続人は平成二十五年一月十日死亡し、その相続人は平成二十五年五月二十八日福島家庭裁判所田島出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十一日

相続財産管理人　五十嵐　朗

東京都千代田区四番町七番地一六ファミール角井四〇三号

限定承認公告

本籍大阪府八尾市太子堂三丁目一番、最後の住所大阪府八尾市太子堂三―一―三九

被相続人　亡　宮田　武

右被相続人は平成二十五年一月六日死亡し、その相続人は平成二十五年五月二十二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十一日

大阪府八尾市太子堂三―一―三九

相続財産管理人　宮田　智子

限定承認公告

本籍和歌山県有田市初島町浜一四一七番地、最後の住所和歌山県有田郡有田川町大字水尻三四六番地五　被相続人　亡　木内ヨシミ

右被相続人は平成二十五年三月二十四日死亡し、その相続人は平成二十五年六月三日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十一日

和歌山県有田郡有田川町大字水尻三四六番地五　限定承認者　木内　豊浩

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を五千万円減少し、三十一億一千六百四十五万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十五年七月十二日です。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

http://www.ko-koku.jp

平成二十五年六月十一日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　全盛特定目的会社

取締役　藤田　収二

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は発行済優先出資五千万口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年七月十二日までに当社にご提出ください。

平成二十五年六月十一日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　全盛特定目的会社

取締役　藤田　収二

訂正公告

平成二十五年五月十日（号外第九十七号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、③及び⑦の代表取締役名「青山貴子」とあるは「青山偉和雄」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年六月十一日

東京都千代田区紀尾井町四番一号ホテル・ニューオータニ内　株式会社青山古美術店

代表取締役　青山　貴子

正　誤

ページ	段	行	誤	正
六	二		（別表六の二(二)「17」）	（別表六の二(二)「17」）
〃	〃		（別表六の二(二)「12」）	（別表六の二(二)「12」）
一七	一～二		の規定による 改正前	の規定による改正前
〃	三～四		又は 第68条の93の７	又は第68条の93の７

一八ページ四～五行目の

「法　人　税　額　超　過　構　成　額（別表六(二十)「20の②」）」は「法　人　税　額　超　過　構　成　額（別表六(二十)「20の②」）」の誤り。

二四ページ終りから七～六行目の

「法　人　税　額　超　過　構　成　額（別表六(二十三)「34の②」）」は「法　人　税　額　超　過　構　成　額（別表六(二十三)「34の②」）」の誤り。

二八ページ一〇行目及び四六ページ終りから四～三行目の

「復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域　復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域　復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域　復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域」は「復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域　復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域　復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域　復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域」の誤り。

三五ページ四行目の

「連結国外所得金額（別表六の二(二)「８」）」は「連結国外所得の金額（別表六の二(二)「８」）」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十一日付第一二〇号六　四ページ●同日付政府調達第一〇七号一〇四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

価格　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）

定価　（配送料別）